

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県公立大学法人（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 7 月 2 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示（不存在）決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、平成 30 年 6 月 18 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、実施機関に対して「平成 30 年 6 月 15 日に実施機関職員と請求人の相互間で送受信されたメール及びメールヘッダ等の電磁的記録すべてに関して、Gmail アカウントから直接取り出したデータであることが明確にわかる形式の電磁的記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 2 日付けで、次の理由を付して本件処分を行い、請求人に通知した。

（不開示決定の理由）

職員と相手方との業務連絡の形跡であり、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものではない。

3 審査請求

請求人は、平成 30 年 7 月 5 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関職員が請求人に対して「差し替えと返送をするように」という旨のメール指示を出した際のドキュメント記録が残されたメール等は、実施機関からの指示、命令を示すものであり、実施機関が組織的に用いた記録そのものである。
- (2) 実施機関職員と相手方との業務連絡の形跡の多数のメール等の記録を実施機関は「公文書」として保有している。また、請求人の請求に対して、それらのメール等を「公文書」として開示した実績を事実として残している。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不存在理由の内容は、おおむね次のとおりである。

1 根拠条項の内容

条例第2条第6号の「公文書」とは、実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである。

2 不存在決定の検討

当該メールは、職員と相手方との業務連絡の形跡であり、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものではなく、公文書に該当しない。

したがって、条例第18条第2項の規定に基づいて行った本件処分は妥当であると考えらる。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は「実施機関職員が請求人に対して『差し替えと返送をするように』という旨のメール指示を出した際のドキュメント記録が残されたメール等は、実施機関からの指示、命令を示すものであり、実施機関が組織的に用いた記録そのものである。」と主張する。

しかしながら、「差し替えの依頼」を行うことを決定したのは組織として意思決定したことであるが、メールの内容については担当職員と請求人との単なる業務連絡の形跡であり、実施機関がこのメールそのものを組織的に用いるものとして保有しているものではない。

したがって、請求人の主張は、失当である。

4 反論書における請求人の主張に対する意見

請求人は「実施機関職員と相手方との業務連絡の形跡の多数のメール等の記録を実施機関は『公文書』として保有している。また、請求人の請求に対して、それら

のメール等を『公文書』として開示した実績を事実として残している。」と主張する。

しかしながら、その際に開示したメールは、裁判証拠資料として提出したメールであり、実施機関が組織的に用いている「公文書」に該当するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例第2条第6号の基本的な考え方について

条例第2条第6号は、公文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

ここで、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準によると、「当該文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものでなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、作成・取得について、職員の個人的検討段階を離れて、課長等の当該事案の決定権限を有する者の了承・認知を得たものについては、決裁・供覧手続の有無にかかわらず、組織的に用いるものに該当する。また、職員が自己の職務の遂行の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや、職員の個人的な検討段階にとどまる資料、下書き原稿、メモ類等は、組織的に用いるものには当たらない」とされている。

また、作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば「組織的に用いるもの」に該当するかどうかは、大阪地裁平成28年9月9日判決によると、「当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用状況及び当該文書の保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである」とされている。

以上の点を踏まえ、当審査会において、本件処分について次のように判断する。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象文書（以下「本件対象文書」という。）は、「平成30年6月15日に実施機関職員と請求人の相互間で送受信されたメール及びメールヘッダ等の電磁的記録すべてに関して、Gmailアカウントから直接取り出したデータであることが明確にわかる形式の電磁的記録」である。

3 本件対象文書の公文書該当性について

- (1) 請求人は審査請求書に「平成30年6月15日に実施機関職員と請求人の相互間で送受信されたメール」を添付しており、これを審査会において見分したところ、当該メールは、職員個人と請求人間でやり取りされたものであり、電話など口頭で行う代わりにメールで事務的な連絡を行ったものであることが認められ、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものではないとする実施機関の

主張に、格別不自然かつ不合理な点は認められない。

- (2) また、請求人の主張によると、実施機関は以前に請求人からの開示請求に基づき、メールを公文書として開示した実績があるとのことであるが、この点について、実施機関からは、以前に同じ請求人から、特定の期間における職員個人と請求人の相互間で送受信されたメールすべてについての開示請求があり、その中で証拠資料として裁判所に提出したメールについては、プリントアウトして保存されており、組織共用されたものとして開示したが、それ以外のメールについては、不開示決定を行ったとの説明があった。このような実施機関の説明には合理性が認められる。

以上を踏まえると、本件対象文書を公文書に該当しないとする実施機関の主張に、格別不自然かつ不合理な点は認められず、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 30 年 11 月 1 日	実施機関から諮問書を受理
平成 30 年 11 月 26 日	審査会（審査）
平成 30 年 12 月 25 日	審査会（審査）
平成 31 年 2 月 5 日	審査会（審査）
平成 31 年 2 月 22 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長
小林 透	長崎大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	
武藤 智浩	弁護士	会長職務代理者